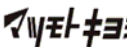


平成 20 年 6 月 27 日

株主の皆様へ

株式会社  ホールディングス

第 1 期期末配当に関するご説明

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社は、平成 20 年 6 月 27 日開催の第 1 回定時株主総会において、第 1 期期末配当を実施することを決議し、平成 20 年 6 月 30 日より配当金のお支払いを開始させていただきますが、当該配当金の原資は「資本剰余金」であることから「資本の払戻し」に該当し、税務上の「配当所得（みなし配当を含む）」にあたらない部分がございますので、そのお取扱い等について、ご案内させていただきます。

具体的な取得価額の計算、当社株式のご売却による譲渡所得税額の計算については、株主の皆様のご々の事情により異なりますので、「1. 今回の配当金の税務上のお取扱いについて」をご高覧いただきましたうえで、大変お手数ですがお取引の証券会社、最寄の税務署等にご相談いただきたくお願いいたします。

なお、証券会社で「特定口座」をご利用の株主様の取得価額の調整方法等は、お取引の証券会社にご確認ください。また、今回の配当金は一部（みなし配当部分）を除き、配当所得ではありませんので、配当控除の対象とはなりません。確定申告の際はご注意ください。

敬 具

1. 今回の配当金の税務上のお取扱いについて

(1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第 24 条、第 25 条等）

- ⇒ 今回の当社配当金は、資本剰余金を原資としており、資本の払戻しとしてのお取扱いとなります。
- ⇒ 今回の当社配当金の一部は、税法の規定により「みなし配当」に該当いたします。「みなし配当」は配当所得として扱われ、所得税等の源泉徴収が必要となります。
- ⇒ 今回の当社配当金のうち「みなし配当」以外の部分は、配当所得ではないため、所得税等の源泉徴収はございません。また、配当控除の対象にもなりません。
- ⇒ 「みなし配当」以外の部分につきましては、(2) の計算式により「みなし譲渡損益」が発生いたしますのでご注意ください。

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第 37 条の 10）

- ⇒ 税法の規定により、株主の皆様は「みなし譲渡損益」が生じます。
- ⇒ 以下の「収入金額とみなされる金額①」から「取得価額②」を控除した金額が、譲渡所得等に該当いたします。

（みなし配当額は（5）、純資産減少割合は下記（4）をご参照ください。）

収入金額と みなされる金額①	=	払戻し等により取得した 金銭等の価額の合計額	-	みなし配当額
取得価額②	=	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合
みなし譲渡損益 (①-②)	=	収入金額と みなされる金額①	-	取得価額②

(3) 取得価額のお取扱いについて（所得税法施行令第 114 条第 1 項）

- ⇒ 税法の規定により、株主の皆様の当社株式の取得価額が調整されます。
- ⇒ 調整式は以下のとおりです。（純資産減少割合は下記（4）をご参照ください。）

1株あたりの 新しい取得価額	=	1株あたりの 従前の取得価額	-	〔 1株あたりの 従前の取得価額 × 純資産減少割合 〕
-------------------	---	-------------------	---	---------------------------------

- ⇒ 「特定口座」をご利用の株主様の取得価額の調整方法等につきましては、株主様がお取引されている証券会社にご確認ください。
- ⇒ 「特定口座」をご利用でない場合は、取得価額を調整していただく必要がございません。

(4) 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第 114 条第 5 項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第 61 条第 2 項第 3 号に規定する割合）	0.010 (小数点以下 3 位未満切り上げ)

(5) 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第 23 条第 4 項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の起因となった法人税法第 24 条第 1 項各号に掲げる事由	資本の払戻し
その事由の生じた日	平成 20 年 6 月 30 日
みなし配当額に相当する金額の 1 株あたりの金額	2.0274691260 円 (小数点以下 10 位未満切り捨て)

法人税法施行令第 119 条の 9 第 2 項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合	0.010 (小数点以下 3 位未満切り上げ)
減少した資本剰余金の額	980,902,200 円

2. その他の参考情報

(1) みなし配当額について

株主の皆様がお持ちの株数に 1 株あたり 2.0274691260 円を乗じ、計算結果の円未満を切り捨てた金額が「みなし配当額」となり源泉徴収されております。

同封されております「第 1 期期末配当金額収証」に、みなし配当額、所得税額及び住民税額を記載しておりますのでご高覧願います。

(2) 今回の配当に伴い、株主の皆様が通常（利益剰余金を原資とする配当）と違う処理をしていただく事項について

- ① 「みなし配当額」については、源泉徴収が済んでおりますので、原則として確定申告は不要となります。（配当所得として確定申告も可能）

- ②「みなし譲渡損益の計算」が必要となります。
- (i) 特定口座の源泉徴収口座の株主様は、お取引されている証券会社にお問合せください。
 - (ii) 特定口座の (i) 以外の口座の株主様は、みなし譲渡損益が発生するため「確定申告」が必要となります。
 - (iii) 一般口座あるいは個人で株券をお持ちの株主様は、みなし譲渡損益が発生するため「確定申告」が必要となります。
- ③「取得価額の調整」が必要となります。
- (i) 株券を証券会社へお預けの株主様
証券会社が取得価額の調整を行います。が、全ての証券会社を実施するとは限りませんので、株主様がお取引されている証券会社にご確認ください。
 - (ii) 株券を個人でお持ちの株主様
実際に売却される時点で、前述の「取得価額の調整」後の「新しい取得価額」で売却損益を計算することになります。

以上

このお知らせは、今回の配当金の税務上のお取扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものであり、株主の皆様の個々のご事情によって異なりますことから全てを網羅しているわけではございません。ご不明の点につきましては、大変お手数ですが、下記のご照会先までご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

また、本説明書は、株主様が今後当社の株式を売却される場合の「取得価額」の証明となりますので、大切に保管くださるようお願い申し上げます。

※本件に関するご照会先について

- (1) 本説明書に関する一般的なご照会

○三菱UFJ信託銀行株式会社

証券代行部：0120-232-711

受付時間：午前9：00～午後5：00

(土日祝日等銀行休業日を除く)

○株式会社マツモトキヨシホールディングス

総務部：047-344-5110

受付時間：午前9：00～午後6：00

(土日祝日を除く)

- (2) 株主様各位の取得価額の調整に関する具体的なお照会

・お取引の証券会社または最寄の税務署にご相談ください。

- (3) 税務申告等に関するお照会、ご相談

・最寄の税務署にご相談ください。